

鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

鉄道分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

鉄道分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

鉄道分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、保守、点検等の効率化・省力化に資する技術開発、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

生産性向上については、新技術の活用により、橋りょう・トンネル等といった鉄道施設及び車両の保守・点検業務のほか、運転業務等の更なる効率化・省力化に資する技術開発に取り組んでいる。また、駅ホームやトンネル等の実習設備を備えた研修施設を整備する等、人材育成の効率化に取り組んでいる。

（国内人材確保のための取組）

国内人材の確保については、賃金水準の改善や諸手当の拡充等の処遇の改善の取組が進んでいるほか、出産祝い金の支給、扶養手当の増額、契約社員の正規社員への採用等の労働条件や職場環境の改善により、新規雇用の増加、若年離職者の抑制も図っている。また、ジョブリターン制度の導入、大規模中途採用の実施、高齢層の活用等が進んでいる。さらに、多様な職種への女性の配置や、女性用宿泊施設の整備、女性職員の比率に関する目標設定をするなど、女性の就労促進も行っている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

鉄道分野における業務量を示す指標として、旅客鉄道が輸送した旅客の総人員数である「輸送人員」、総車両数に各車両の走行距離を乗じて得られる「車両走行キロ」、営業線の長さを示す「営業キロ」がある。輸送人員は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年度には大きく減少したものの、令和5年度に入ってから、同感染症感染拡大に伴う水際対策前の9割程度に回復しており、それ以前の利用者数を上回る月もある。また、車両走行キロ、営業キロについては大きな変動はないものの、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）において、インバウンド回復や国内交流拡大は同感染症感染拡大前を超える水準を目標としており、鉄道需要やそれに伴う各施設の保守量は今後も継続、拡大することが見込まれることから、これを支える鉄道分野の人材確保が極めて重要である。しかし、鉄道分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、少子化等により若手の採用が困難となっており、高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和4年度の鉄道分野の有効求人倍率は3.59倍となっているなど今後も鉄道需要は維持、拡大し、5年後（令和10年度）には15万1,600人の就業者が必要となる中、1万8,400人程度の人手不足が生じると推計されており、鉄道分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。

鉄道は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、鉄道分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。鉄道需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、チームリーダー等の指導・監督の下で、鉄道特有の制約を理解し、特殊な機材や工具等を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

鉄道分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で3,800人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れ見込数の上限として運用する。

当該受入れ見込数は、鉄道分野において、令和10年度には1万8,400人程度の人手不足が見込まれる中、技術開発等による5年間で1%弱の生産性向上（5年間で1,300人程度）や、処遇の改善の取組等による追加的な国内人材の確保（5年間で1万3,200人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大で3,800人を1号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

また、特定技能1号の在留資格については、鉄道分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力基準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 技能水準（試験区分）

別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

（2）日本語能力水準

別表 b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- （1）国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- （2）一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）に定める試験区分に対応し、別表 c. 業務区分（5（1）関係）の欄に掲げる業務とする。

（2）特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「鉄道分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエに規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

（3）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（4）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、

運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

別表

項番	a. 試験区分（3（1）関係）	b. 試験区分（3（2）関係）	c. 業務区分（5（1）関係）
1	鉄道分野特定技能1号 評価試験（軌道整備）	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	軌道整備（軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
2	鉄道分野特定技能1号 評価試験（電気設備整備）	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）
3	鉄道分野特定技能1号 評価試験（車両整備）	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	車両整備（鉄道車両の整備業務等）
4	鉄道分野特定技能1号 評価試験（車両製造） 技能検定3級（機械加工） 技能検定3級（仕上げ） 技能検定3級（電子機器組立て） 技能検定3級（電気機器組立て） 技能検定3級（塗装）	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）
5	鉄道分野特定技能1号 評価試験（運輸係員）	ア 日本語能力試験（N3以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの	運輸係員（駅係員、車掌、運転士等）